

宇宙活動法整備の背景

現状：国の活動又は国の監督下で行われる活動を前提とした法制度（例えば、H2Aの打上げは、JAXA法に基づき実施）

↳ 宇宙基本法に基づき、民間事業者などによる宇宙活動を積極的に促進するため、民間宇宙活動に対応し得る法制度として宇宙活動法を整備（例えば、H2Aの打上げは、MHIが民間宇宙活動として実施可能に）

宇宙活動法に求められる基本的な枠組み

- <目的>
- ① 民間宇宙活動の時代に対応した国際約束の誠実な履行
 - ② 公共の安全と被害者の保護の確保
 - ③ 宇宙活動への参入促進等我が国宇宙産業の健全な発達推進
 - ④ 国際社会における我が国の利益と整合した宇宙活動の推進



<主な内容>

○ 民間宇宙活動への国の関わりの仕組み

宇宙条約が求める国の許可と監督の下、民間事業者が人工衛星等のロケットによる打上げ・国外への打上げの委託、人工衛星の制御・運用、打上げ射場等の施設設備の運営を我が国の国益に沿って安全に行うための仕組みを整備。これにより、民間事業者の参入のための条件が予め明確に！

○ 宇宙損害に関する適切な損害賠償の仕組み

ロケット等の打上げによって地表や航空機に引き起こした損害について、以下の損害賠償の仕組みを制度化。

打上げ事業者等に責任を集中して厳格化(注)

打上げ事業者に保険等を義務付けるとともに、必要な場合に国が援助

(注)過失責任を免責事由のある無過失責任にすること

部品メーカーや衛星顧客を訴訟リスクから遮断することにより、メーカーの健全な発達、打上げ事業者による顧客の獲得等我が国宇宙産業の国際競争力を確保

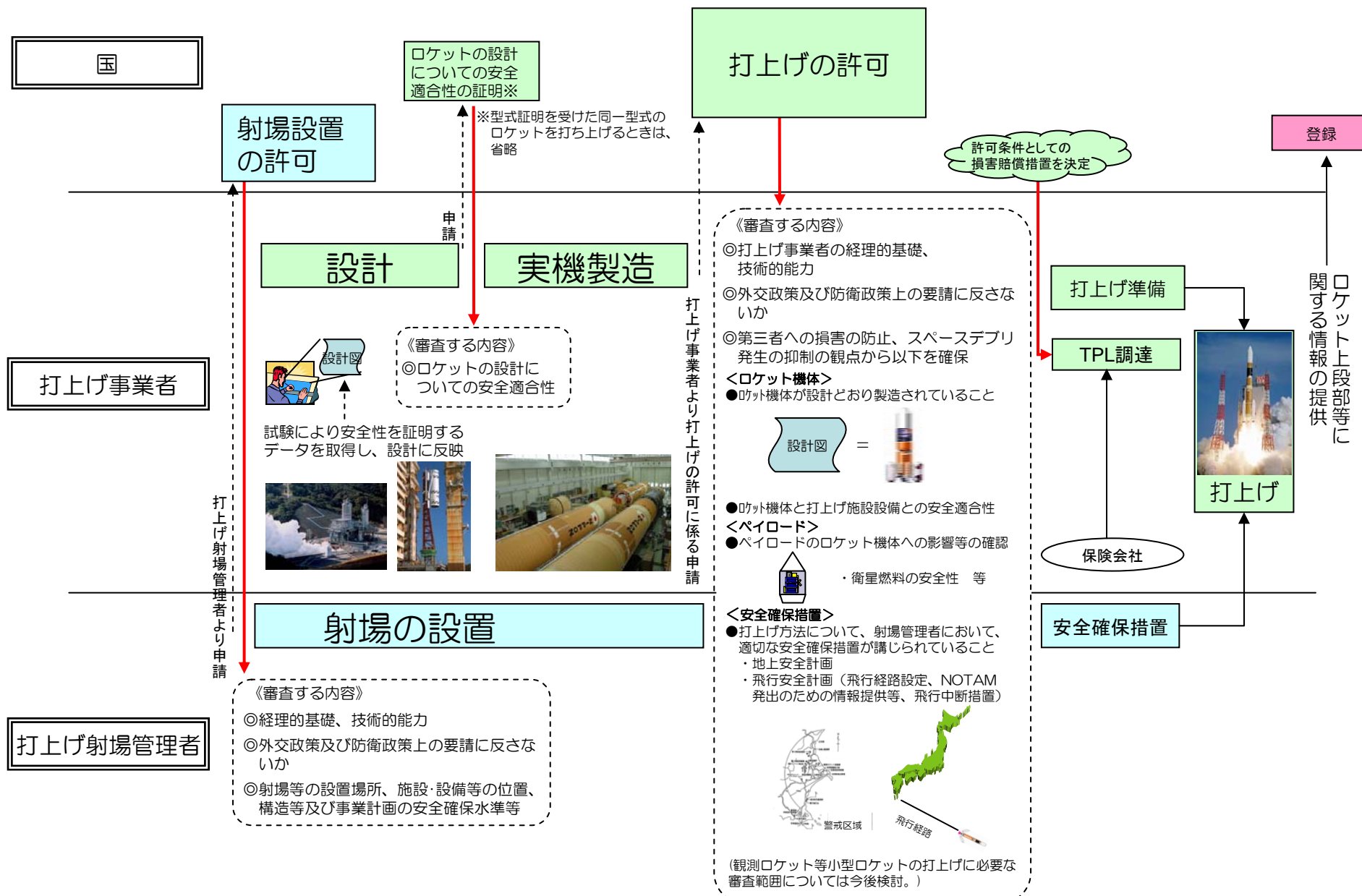
被害者への迅速かつ確実な損害賠償を担保

保険契約・国の援助等で賠償リスクに対応することにより、打上げ事業者の経営の安定を確保

これらにより、民間事業者の宇宙活動への新規参入の促進、宇宙産業の健全な発達を図る！

国内における宇宙物体の打上げにかかる国の許可等のフロー図(イメージ)

(参考1)



宇宙損害に関する第三者損害賠償の仕組み(概要)

(参考2)

- 相対的に一般公衆に対するリスクが高い宇宙物体の打上げ等に起因する損害については、被害者保護及び産業の健全な発達の観点から、民法の特例措置に基づく対応を講じる。
- その他の損害については、基本的に現状どおり、民法の一般原則に基づく対応を維持。

	損害発生 の原因	第三者損害が発生した具体的ケース	損害リスク	責任の態様	責任の主体	損害賠償措置 の義務づけ	国の補償
①地表における損害及び飛行中の航空機等(※)に与えた損害	宇宙物体の打上げ・帰還	<p>例: 1996年2月 中国の長征3Bロケットの近隣集落への墜落による損害(死傷者多数)等</p> <p>その他想定されるケースとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落下したロケットの第一段やフェアリングの船等への衝突による損害 ・再突入した往還機の住宅等への墜落による損害等 	相対的に高	無過失責任 (免責事由あり)	打上げ事業者等に責任集中	第三者損害賠償責任保険の付保を義務づけ	損害賠償措置により補填されない損害の賠償について、必要に応じて国が援助
	人工衛星等の落下	<p>例: 1978年1月 ソ連の衛星(Cosmos954)のカナダ領域への落下による損害(物損のみ)等</p> <p>その他想定されるケースとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落下した人工衛星の航空機等への衝突による損害 ・廃棄を目的とした宇宙物体の再突入において落下した物体の船等への衝突による損害等 	極小				
②人工衛星の軌道上などにおいて他の宇宙物体等(※)に与えた損害		<p>例: 2009年2月 米国のイリジウム社衛星とロシアの衛星(Cosmos2251)の衝突</p> <p>その他想定されるケースとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軌道上のロケットの第二段と人工衛星との衝突による損害等 	極小 (一般公衆に対する損害リスクなし)	過失責任	関係者の連帯責任	事業者が任意に措置	—

(※) 当該航空機及び宇宙物体内の人や搭載物等を含む。

民法の特例措置に基づく対応

民法の一般原則に基づく対応